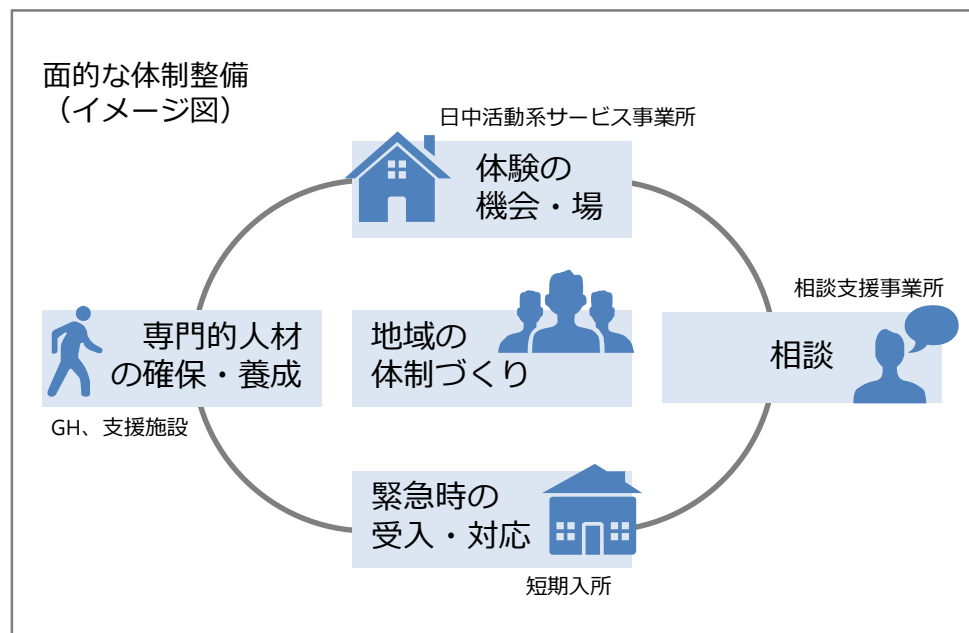


# 地域生活支援拠点等の整備状況について

- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能について、地域の実情に応じた創意工夫により整備。（地域生活支援拠点等の整備）
- 国の基本指針：令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所整備。  
令和5年度末までの間、各市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討。

	機能	国が求める機能
1	相談	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談・支援を行う機能
2	緊急時の受入・対応	常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能
3	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等にあって、GHや一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
4	専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能（医療的ケア・行動障がい等）
5	地域の体制づくり	地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

大阪市では様々な社会資源（障がい福祉サービス事業所等）がある。  
そのため、地域生活支援拠点等については、障がい者の生活を地域全体で支える面的な体制の整備を行う。



# これまでの取組内容と今後の課題

	機能	これまでの取組内容	今後の課題
1	相談 (対応済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区障がい者相談支援センターを『基幹相談支援センター』と位置付けて体制を強化し「相談」機能を充実（平成30年度より）</li> <li>相談件数の増加、相談者の課題の複雑・多様化に対応できるよう各区障がい者基幹相談支援センターの職員体制を強化（令和3年度より）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域において、必要に応じて緊急時や休日・夜間の相談に応じられる指定計画相談支援事業所の整備</li> </ul>
2	緊急時の受入・対応 (対応済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間・休日等に介助者が急病等により不在となる事態が生じた場合に居宅を訪問する等して支援を行った際の経費を支給する「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」を実施（令和元年度より）</li> <li>介助者不在になった障がい者を施設で一時的に保護し、生活の相談に応じる「障がい者緊急一時保護事業」を実施（令和2年度より）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者に緊急事態が生じた場合に法定給付（短期入所等）へ速やかにつなぐ仕組みづくり</li> <li>障がい者夜間・休日等緊急時支援事業実施要綱の見直し（例：在宅の医療的ケアの必要な人への対応）</li> </ul>
3	体験の機会・場 (一部法定給付あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所施設・精神科病院からの地域移行の際の体験の機会・場の提供は、法定給付である「地域移行支援」により対応</li> <li>地域移行支援の利用促進のため、地域移行支援事業者が市外の入所施設・精神科病院へ訪問する際に必要となる交通費を支給する事業を実施（平成30年度より）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親元からの自立等にあたり一人暮らしの体験の機会・場を提供する仕組みについて検討（場所や支援者の確保等）</li> </ul>
4	専門的人材の確保・養成 (対応済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援専門員に対する研修及び専門的な観点から助言等を行うスーパーバイザーの派遣を行う「障がい者相談支援調整事業」を実施（平成30年度より）</li> <li>各区障がい者基幹相談支援センターにおいて相談支援従事者研修の実習受入（令和2年度より）</li> <li>各区障がい者基幹相談支援センターに主として人材育成や地域づくりを担う主任相談支援専門員を配置（令和3年度より）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者基幹相談支援センターによる事業者の後方支援や人材育成、研修の実施、事例検討等を通じた相談支援の質・量の向上</li> </ul>
5	地域の体制づくり (対応済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の関係機関により支援方針を検討・共有できる総合的な支援調整の場である「つながる場」に参画し、機能を強化（令和元年度より）</li> <li>介護保険分野との連携を強化するため、介護保険サービスと障がい福祉サービスとの適用関係に関する資料を作成し、介護保険事業者及び障がい福祉サービス事業者に周知（令和2年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括的な支援体制において、障がい福祉分野から役割を担えるよう、多分野との連携体制の強化</li> </ul>